



エンドユーザ ライセンス契約書

この付録の構成は、次のとおりです。

- Cisco Systems エンドユーザ ライセンス契約書 (1 ページ)
- Cisco コンテンツ セキュリティ ソフトウェア用エンドユーザ ライセンス契約補則 (8 ページ)

Cisco Systems エンドユーザ ライセンス契約書

重要：本エンドユーザライセンス契約書をよくお読みください。お客様がシスコのソフトウェアまたは機器を認定販売元から購入したかどうか、また、お客様ご自身またはお客様が代表する法人（総称して「お客様」）がこのシスコ エンドユーザ ライセンス契約におけるエンドユーザとして登録済みかどうかを確認することは、非常に重要です。エンドユーザとして登録されていないお客様は本ソフトウェアを使用するライセンスを有しておらず、このエンドユーザライセンス契約の限定保証は適用されません。お客様が認定販売元から購入されたことを前提として、シスコのソフトウェア、またはシスコが提供するソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することにより、お客様はこの契約に同意したものと見なされます。

Cisco Systems, Inc. Cisco Systems, Inc.、または同社に代わり本ソフトウェアのライセンスを許諾する同社の関連会社（以下、「シスコ」）は、お客様が本ソフトウェアを認定販売元から購入し、かつ本エンドユーザライセンス契約書に含まれるすべての条件、および本製品に添付され、お客様の発注時に入手可能になる補遺ライセンス契約書に記載の、ライセンスに関する一切の追加制限条件（以下総称して「本契約」）に同意する場合に限り、お客様に対し本ソフトウェアのライセンスを許諾します。本エンドユーザライセンス契約書内の各規定と補遺ライセンス契約書内の各規定が相反する場合、補遺ライセンス契約書内の各規定が優先します。本ソフトウェアをダウンロード、インストールまたは使用することにより、お客様は本ソフトウェアをご自身が認定販売元から購入したことを表明したこととなり、お客様に本契約の拘束力が及びます。お客様が本契約のすべての規定に同意しない場合、シスコは、お客様による本件ソフトウェアの使用を許諾しません。その場合、（A）お客様は、本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用できません、また、（B）お客様は、本件ソフトウェア（あらゆる未開封の CD パッケージや関連文書を含む）を返却して全額払い戻しを受けられます。または、本件ソフトウェアと関連文書が、別の製品の一部として提供されたものである場合には、当該製品全体を返却して全額払い戻しを受けられます。返却および代金払い戻しの有効期限は、認定販売元から本ソフトウェアを購入後 30 日間であり、お客様が最初の登録済み

エンドユーザ購入者である場合にのみ適用されます。本エンドユーザライセンス契約において、「認定販売元」とは、(A) シスコ、(B) 対象地域内でエンドユーザにシスコの機器、ソフトウェアおよびサービスを配布および/もしくは販売することについてシスコより認定を受けたディストリビュータもしくはシステムインテグレータ、または (C) シスコの機器、ソフトウェアおよびサービスをお客様の地域内でエンドユーザに配布および/もしくは販売することについて、ディストリビュータとシスコとの契約の条件に従い、ディストリビュータもしくはシステムインテグレータにより認定された再販業者を意味します。

本契約の以下の条件は、本ソフトウェア（後に定義）のお客様による使用に適用されます。ただし、(a) 本ソフトウェアのお客様による使用に適用される、お客様とシスコとの間の別段の署名済み契約が存在する場合、または (b) 本ソフトウェアに、導入もしくはダウンロードの手続きの一部として、本ソフトウェアのお客様による使用に適用される別段の「クリック同意」ライセンス契約もしくは第三者ライセンス契約が含まれている場合は、この限りではありません。上記各契約書内の各規定が矛盾する場合、その優先順位は、以下のとおりです。(1) 署名済みの契約、(2) クリック同意契約または第三者のライセンス契約、(3) 本契約。本契約において、「本ソフトウェア」とは、認定販売元からお客様に提供されるシスコ機器に組み込まれたファームウェアおよびコンピュータ プログラムを含むコンピュータ プログラム、ならびに一切のアップグレード、更新、バグ修正またはこれらの修正バージョン（総称して「アップグレード」）であって、*Cisco Software Transfer and Re-licensing Policy*（随時シスコによりなされる修正を含む）に基づいて再許諾されたもの、またはこれらのいずれかのバックアップコピーを意味します。

本件ライセンス 本契約の各契約条件に従うことを条件として、シスコはお客様に対し、お客様が必要なライセンス料を認定販売元に支払った本ソフトウェアおよび本文書を社内業務目的で使用するための、非排他的かつ譲渡不能なライセンスを付与します。「本文書」とは、本ソフトウェアに関する情報を文書化したもの（当該情報がユーザマニュアル、技術マニュアル、研修資料、仕様書その他のいずれに含まれているか否かは問わない）であって、認定販売元が何らかの形式（CD-ROMやオンラインを含む）により本ソフトウェアとともに提供するものを意味します。本ソフトウェアを使用するには、登録番号または製品認証キーを入力し、シスコの Web サイトにてお手持ちの本ソフトウェアをオンライン登録した上で、必要なライセンスキーまたはライセンス ファイルを入手する必要があります。

お客様が本ソフトウェアを使用するためのライセンスは、単一のハードウェアシャーシもしくはカード、または該当する補遺ライセンス契約書、もしくは認定販売元が同意済みで、お客様が必要なライセンス料を認定販売元に支払済みの該当する発注書（以下、「本発注書」）に記載されているその他の制限に限定され、お客様はこの制限を超えて本ソフトウェアを使用してはなりません。

本文書または該当する補遺ライセンス契約書に別途明記されていない限り、お客様は、以下のいずれかのみを目的として本ソフトウェアを使用する必要があります。お客様が所有または賃借しており、お客様の社内業務目的に使用されるシスコ機器に本ソフトウェアを組み込んで使用すること。当該シスコ機器上で本ソフトウェアを実行すること。（対応する本文書が、シスコ以外の機器に本ソフトウェアをインストールすることを許可している場合に）当該シスコ機器と通信すること。お客様には上記以外のいかなるライセンス（黙示のライセンス、禁反言の法理が適用されるライセンス、またはその他のライセンス）も付与されません。

シスコがライセンス料を徴収しない評価版またはベータ版については、上記のライセンス料の支払い要件は適用されません。

一般的な各種制限。本契約は、ソフトウェアおよび資料の使用許諾であり、所有権を譲渡するものではありません。すべてのソフトウェアおよび資料の所有権はシスコが保有しています。お客様は、本件ソフトウェアおよび本文書に、シスコまたはそのサプライヤもしくはライセンサの営業秘密が含まれていることを認識しているものとします。この営業秘密には、各プログラムの固有の内部設計および構造ならびに関連インターフェイス情報が含まれますが、これらのみには限定されません。本契約に明示的に別段の規定がない限り、お客様は、お客様が認定販売元から購入したシスコ機器の使用に関連する場合にのみ本ソフトウェアを使用するものとし、以下のいずれについてもこれを行う権利を有しておらず、またこれを行わないことについて特に同意するものとします。

(i) 他の個人もしくは法人に、ライセンス権を移転もしくは譲渡するか、本ライセンスのサブライセンスを付与すること（その時点で有効な、シスコのライセンスの再許諾および移転に関するポリシーに従って行う場合は除きます）、または、お客様が認定販売元から購入したものではないシスコ機器もしくは中古のシスコ機器上で本ソフトウェアを使用すること。なお、お客様は、計画された移転、譲渡、サブライセンスの付与または使用はいずれも無効となることを了解するものとします。

(ii) 以下のいずれかを行うこと。(a) 本件ソフトウェアのエラーを修正するか、本件ソフトウェアを変更または改変すること、(b) 本件ソフトウェアをもとに派生物を作成するか、第三者による当該行為を許可すること。

(iii) 本ソフトウェアを対象とするリバースエンジニアリング、逆コンパイル、復号化、逆アセンブルを行うか、その他の方法で本ソフトウェアを人間の可読形式に変換すること。なお、本制限事項にかかわらず、適用法に基づいて明示的に許可されている場合、または適用されるオープンソースライセンスに基づいて当該特定の行為を許容すべきことがシスコに義務づけられている場合は除きます。

(iv) 本ソフトウェアで実行したベンチマークテストの結果を公表すること。

(v) シスコの書面による許可なく、サービスビューロ、タイムシェアリング、またはその他の方法により、第三者へのサービス提供を目的として本ソフトウェアを使用、または使用を許可すること。

(vi) シスコの書面による事前の同意なしに、本ソフトウェアおよび本文書に含まれる企業秘密を第三者に対して開示、提供、またはその他の何らかの方法により公開すること。お客様は、かかる営業秘密を保護するため、相当のセキュリティ対策を講じる必要があります。

シスコは、準拠法により求められている範囲内で、お客様からの書面による依頼に応じて、本ソフトウェアと独自に開発された他のプログラムとの互換性を実現するために必要なインターフェイス情報を、シスコが妥当とみなす料金が支払われた場合にお客様に提供するものとします。お客様は、上記情報について厳格な秘密保持義務を遵守すると共に、その提供条件としてシスコが提示した準拠規定に従って上記情報を使用する必要があります。

本件ソフトウェア、本件アップグレード版、および追加コピー版。本契約のその他の規定にかかわらず、以下の条件が適用されます。(1) お客様は、追加コピー版またはアップグレード版の作成または取得時に、オリジナルのソフトウェアの有効なライセンスを保有しており、アップグレードまたは追加コピー版の適用料金を認定販売元に支払っている場合を除き、かかる追加コピー版またはアップグレード版を作成または使用するライセンスまたは権利を有しません。(2) アップグレードの使用は、お客様が最初のエンドユーザ購入者または賃借者であるか、またはアップグレードされるソフトウェアを使用するための有効なライセンスを保持し

ており、かつ認定販売元から供給されたシスコ機器に限定されます。(3) 追加の複製物の作成および使用は、必要なバックアップ用途のみに限定されます。

所有権表示。お客様は、いかなる形式であれ、本ソフトウェアのすべての複製物について、あらゆる著作権、財産権およびその他の表示を、それらの著作権およびその他の所有権の表示が本ソフトウェアに含まれているのと同じ形式かつ方法で保持し、複製することに同意します。本契約に基づき明示的に許可される場合でなければ、お客様は、シスコから書面による事前の許可を得ることなく本件ソフトウェアのコピー版または複製物を作成してはなりません。

契約の期間および終了。本契約および本契約において供与されるライセンスは、終了時まで有効に存続します。お客様は、本件ソフトウェアおよび本件文書のすべてのコピーを破棄することにより、随時、本契約および本件ライセンスを終了させることができます。お客様が本契約のいずれかの規定に従わなかった場合、本契約に基づくお客様の権利は、シスコからの通知なしにただちに終了します。お客様は、上記終了時に、保有または管理している本件ソフトウェアおよび本件文書のすべてのコピーを破棄する必要があります。お客様のあらゆる守秘義務、「一般的な制限」と題する条項に基づいてお客様に課されたあらゆる制約および制限、あらゆる責任制限、および保証の否認と制限はすべて、本契約終了後も存続するものとします。また「米国政府がエンドユーザ購入者の場合」および「限定保証表明およびエンドユーザライセンス契約書に適用される一般規定」と題された各条項の各規定の効力は、本契約の終了後も存続します。

お客様の記録の検査。お客様は、シスコとその独立会計士に対して、お客様の通常の営業時間中にお客様の帳簿、記録、財務諸表を査察し、本契約の条項に従っていることを確認する権利を認めるものとします。上記監査の結果、本契約に反する行為が発覚した場合、お客様は、相当のライセンス料に上記監査の実施に伴う相当の費用を加えた額を、速やかにシスコへ支払う必要があります。

輸出、再輸出、移転、および使用に関する規制本契約に基づいてシスコによって供給されるソフトウェア、本文書、および技術、またはそれらの直接的な製品（「本製品および技術」）は、アメリカ合衆国（「米国」）の法令およびその他関連国の法令に基づく輸出規制の対象となっています。お客様は、シスコの本件ソフトウェアと付帯技術の輸出、再輸出、移転、および使用に適用される各種法規に従う必要があると共に、必要となる米国および現地の各種許可、認可、または許諾をすべて取得するものとします。シスコとお客様の各々は、上記許認可または許諾の取得に関連して相手方当事者から相当の根拠に基づき請求を受けたその他の情報、裏付け文書、および各種支援を提供することに同意しているものとします。コンプライアンス、輸出、再輸出、移転、および使用についての法律に関する情報は、以下の URL に掲載されています。

http://www.cisco.com/web/about/doing_business/legal/global_export_trade/general_export/contract_compliance.html.

米国政府機関がエンドユーザ購入者である場合。本ソフトウェアおよび資料は、連邦調達規則（FAR）（以下「FAR」）(48 C.F.R.) 2.101 で定義される「商用品目」に分類されます。これは、「商用コンピュータ ソフトウェア」および「商用コンピュータ ソフトウェア関連資料」で構成されます（当該用語は FAR 12.212 で使用されています）。FAR 12.212 および DoD FAR 補則227.7202-1 から 227.7202-4 で定められているとおり、また、他の FAR 条項、または本契約の組み込み先である契約書内のこれと矛盾する他の契約条項にかかわらず、お客様は、連邦政府機関エンドユーザに対して、本ソフトウェアおよび本文書とともに本契約に定める権利のみを提供することができ、または、本契約が直接契約である場合は、連邦政府機関エンドユー

ずは、本ソフトウェアおよび本文書とともに本契約に定める権利のみを取得します。ソフトウェアと資料のいずれか、または両方を使用することにより、政府機関は、本ソフトウェアと資料が「商用コンピュータソフトウェア」および「商用コンピュータソフトウェア関連資料」であることに同意し、この契約書に規定されている権利および制限に同意したことになります。

指定コンポーネントおよび追加条件。本ソフトウェアは、本書に規定されたものとは異なるライセンス契約条件、保証の否認、制限付き保証または他の契約条件（総称して「追加条件」）が適用される、第三者のコンポーネントを含んでいる可能性のある単一または複数のコンポーネントであって、本文書、readme.txt_file、第三者のクリック同意またはその他

（<http://www.cisco.com/> 上など）においてシスコにより指定されたもの（「指定コンポーネント」）を含むこと、または指定コンポーネントと共に提供されることがあります。お客様は、かかる指定コンポーネントについて該当する追加条件に同意するものとします。

限定保証

本契約に規定の各種制限および条件を前提として、シスコは、お客様への出荷日（シスコ以外の認定販売元による再販の場合、シスコの初回出荷より 90 日以内の日）を始期として、(a) 90 日間、または (b) 本ソフトウェアを組み込んでいる製品（以下、「本製品」）に添付される保証カード（存在する場合）に明記されている、本ソフトウェアに固有の保証期間（設定されている場合）、のいずれか長い方の期間内で、(a) 通常の使用において、本ソフトウェアの提供媒体に材質上および製造上の欠陥がないこと、ならびに (b) 本ソフトウェアが本文書に実質的に適合していること、を保証します。シスコによる本件製品の出荷日は、本件製品の出荷に用いられる梱包材に記載されています。上記を除き、本ソフトウェアは「現状のまま」で提供されます。この限定保証は、最初の登録済みエンドユーザたるお客様が認定販売元から購入した本ソフトウェアに対してのみ適用されます。この限定保証のもとでは、お客様の唯一の救済、かつシスコおよびそのサプライヤの全責任は、(i) 欠陥のある媒体の交換、および/または (ii) シスコの選択により、本ソフトウェアの修理、交換、もしくは代金の返金に限定されます。いずれの場合も、この限定保証に反するようなエラーまたは欠陥が、保証期間内に、お客様に本ソフトウェアを提供した認定販売元に報告されることを条件とします。シスコ、またはお客様に本ソフトウェアを提供した認定販売元は、救済の条件として、自らの判断で、本ソフトウェアおよび/または本文書の返却を請求できます。シスコはいかなる場合でも以下の 2 点について保証しません。(i) 本件ソフトウェアにエラーが生じないこと、(ii) お客様が、問題または障害なく本件ソフトウェアを使用できること。また、ネットワークへの侵入やネットワークの攻撃を目的とする新技術が日々開発されているため、シスコは、本件ソフトウェアまたは本件ソフトウェアが使用される各種機器、システムもしくはネットワークが、侵入または攻撃に耐えられることについても保証しません。

制約事項。この保証は、本件ソフトウェア、本件製品、または本件ソフトウェアの使用先として許可されているその他の機器が以下のいずれかに該当するものの場合には適用されません。

(a) シスコまたはシスコ認定代理人以外によって改変されたもの、(b) シスコが提示した指示に従ってインストール、運用、メンテナンスされていないもの、(c) 異常な物理的もしくは電氣的負荷、異常な環境条件、誤使用、過失、事故による影響を受けたもの、(d) ベータ版、評価版、テスト版、実演版としてその使用が許諾されているもの。本ソフトウェアの保証は、以下のいずれかに該当するものには適用されません。(e) 一時的に使用される本ソフトウェアの各種モジュール、(f) シスコのソフトウェアセンターに掲載されていないあらゆる本ソフトウェア、(g) シスコがシスコのソフトウェアセンターにて「現状のまま」で明示的

に提供しているあらゆる本ソフトウェア、(h) 認定販売元がライセンス料を受領していないあらゆる本ソフトウェア、および (i) 認定販売元以外の第三者から供給された本ソフトウェア。

保証の放棄

保証に関する本条項に明記されているものを除き、あらゆる明示または黙示の条件、表明および保証は、適用法により許される範囲で除外され、シスコ、そのサプライヤおよびライセンサによって明示的に放棄されます。上記条件、表明および保証は、以下の (i) または (ii) を含みますが、これらに限定されません。(i) 商品性、特定目的への適合性、非侵害、十分な品質、不干渉、情報内容の正確性に関する黙示の保証または条件、(ii) 各種取引、法律、利用、または商慣行に起因する黙示の保証または条件。これらのいずれかが排除できない場合はその範囲において、かかる黙示の条件、表明および/または保証の存続期間は、上記の「限定保証」条項で言及されている明示的な保証期間に限定されます。州または司法管轄区域によっては、黙示保証の有効期間を限定することが許可されていないため、お客様に上記の制限が適用されない場合があります。この保証は、お客様に特定の法的権利を付与するものですが、お客様は、法域によってはその他の権利を有する場合があります。この放棄および除外は、上記の明示保証がその本質的な目的を達成できない場合にも適用されるものとします。

責任の否認-責任の制限。本ソフトウェアの取得地が米国、ラテンアメリカ諸国、カナダ、日本またはカリブ海沿岸諸国の場合、本契約中の別段の規定にかかわらず、お客様に対するシスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサの合算での全責任は、契約、不法行為（過失を含む）、保証違反またはその他の原因に基づくかを問わず、当該請求を生じさせた本ソフトウェアについてお客様が認定販売元に支払った価格、または本ソフトウェアが対象外製品の一部である場合には当該製品について支払われた価格を超えないものとします。ソフトウェアの当該責任の制限は累積的なものであり、一件毎のものではありません。(すなわち、複数の請求が行われた場合でも制限が拡大されることはありません)。

本ソフトウェアの取得地が欧州、中東、アフリカ、アジアまたはオセアニアの場合、本契約中の別段の規定にかかわらず、お客様に対するシスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサの合算での全責任は、契約、不法行為（過失を含む）、保証違反またはその他の原因に基づくかを問わず、当該請求を生じさせた本ソフトウェアについてお客様がシスコに支払った価格、または本ソフトウェアが対象外製品の一部である場合には当該対象外製品について支払われた価格を超えないものとします。ソフトウェアの当該責任の制限は累積的なものであり、一件毎のものではありません。(すなわち、複数の請求が行われた場合でも制限が拡大されることはありません)。本契約のいかなる規定も、(i) シスコ、ならびにその関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサが、その過失に起因する身体障害または死亡に関してお客様に対して負う責任、(ii) 詐欺的な不实表示に関するシスコの責任、または (iii) 適用法のもとで排除できないシスコの責任を限定するものではありません。

責任の否認-結果的損害および他の損失に関する免責。本ソフトウェアの取得地が米国、ラテンアメリカ諸国、カリブ海沿岸諸国またはカナダの場合、本契約に定められている救済措置が、その本質的な目的を達成できないものであるかどうかにかかわらず、シスコまたはそのサプライヤは、いかなる場合でも、収益もしくは利益の損失、データの喪失もしくは破損、事業の中断、資本喪失、または特別、間接、結果的、偶発的もしくは懲罰的な損害について、発生原因を問わず、責任論の種類、または本ソフトウェアの使用もしくは使用不能によって発生したかどうかにかかわらず、上記損害が発生する可能性についてシスコまたはそのサプライヤも

しくはライセンサーが事前に告知を受けていた場合であっても、一切責任を負いません。一部の州または法域では、結果的な損害または偶発的な損害の制限または除外が許可されていないため、上記制限がお客様に適用されない場合があります。

本ソフトウェアの取得地が日本の場合、死亡もしくは人身傷害または詐欺的な不実表示に起因または関連する責任を除き、本契約に定められている救済措置が、その本質的な目的を達成できないものであるかどうかにかかわらず、シスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサーは、いかなる場合でも、収益もしくは利益の損失、データの喪失もしくは破損、事業の中断、資本喪失、または特別、間接、結果的、偶発的もしくは懲罰的な損害について、発生原因を問わず、責任論の種類、または本ソフトウェアの使用もしくは使用不能によって発生したかどうかにかかわらず、上記損害が発生する可能性についてシスコもしくは認定販売元またはそれらのサプライヤもしくはライセンサーが事前に告知を受けていた場合であっても、一切責任を負いません。

本ソフトウェアの取得地が欧州、中東、アフリカ、アジアまたはオセアニアの場合、シスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサーは、収益もしくは利益の損失、データの喪失もしくは破損、事業の中断、資本喪失、または特別、間接、結果的、偶発的もしくは懲罰的な損害について、その発生原因（契約、不法行為（過失を含む）または本ソフトウェアの使用もしくは使用不能に起因するものを含むが、これらに限定されない）にかかわらず、それぞれの場合において、たとえ当該損害が発生する可能性についてシスコ、その関連会社、役員、取締役、従業員、代理人、サプライヤおよびライセンサーが事前に告知を受けていた場合であっても、一切責任を負いません。州または司法管轄区域によっては、結果的または偶発的な損害の制限または除外が許可されていないため、お客様に上記の制限が完全には適用されない場合があります。上記の排除は、(i) 死亡または人身傷害、(ii) 詐欺的な不実表示、または (iii) 適用法のもとで排除できない条件に関連するシスコの責任、に起因または関連する責任には適用されません。

お客様は以下の3点について認識および同意しているものとします。(i) シスコは、本契約内の保証の放棄および責任の制限に依拠して価格を決定し本契約を結んでいること、(ii) これは、両当事者間のリスク配分（契約上の救済措置が、その本質的な目的を達成できず、結果的に損失を被るというリスクを含む）にも反映されていること、(iii) これは、両当事者間での取引の基幹を成す事項であること。

準拠法、管轄裁判所。本ソフトウェアの取得地が、認定販売元により受諾された発注書上の住所の記載から判断して、米国、ラテンアメリカ諸国またはカリブ海沿岸諸国の場合、本契約および保証（「本保証」）に関する規定は、法の抵触に関する条文にかかわらず米国カリフォルニア州の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。また、本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、カリフォルニア州内の州裁判所および連邦裁判所が専属的に管轄します。本ソフトウェアの取得地がカナダの場合、現地法が明示的に禁止していない限り、本契約および本保証は、法の抵触に関する条文にかかわらず、カナダのオンタリオ州の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。また、本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、オンタリオ州内の各裁判所が専属的に管轄します。本ソフトウェアの取得地が欧州、中東、アフリカ、アジアまたはオセアニア（オーストラリアを除く）の場合、現地法が明示的に禁止していない限り、本契約および本保証は、法の抵触に関する条文にかかわらず英国の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、英国内の各裁判所が専属的に管轄します。また、本契約が英国法に準拠する場合、本契約の当事者ではない者は、本契約のいずれの条項についても、Contracts (Rights of Third Parties)

Act 1999（1999年契約（第三者の権利）法）に基づいて権利行使を行ったり、利益を享受したりする権利を有しません。本ソフトウェアの取得地が日本の場合、現地法が明示的に禁止していない限り、本契約および本保証は、法の抵触に関する条文にかかわらず日本国の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。また、本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、日本国内の東京地方裁判所が専属的に管轄します。本ソフトウェアの取得地がオーストラリアの場合、現地法が明示的に禁止していない限り、本契約および本保証に関する規定は、法の抵触に関する条文にかかわらずオーストラリア連邦ニュー サウス ウェールズ州の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。また、本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、ニュー サウス ウェールズ州内の州裁判所および連邦裁判所が専属的に管轄します。本ソフトウェアの取得地がその他の国の場合、現地法が明示的に禁止していない限り、本契約および本保証に関する規定は、法の抵触に関する条文にかかわらず米国カリフォルニア州の各法に準拠し、同法に従って解釈されます。また、本契約または本保証に起因する各種申し立てについては、カリフォルニア州内の州裁判所および連邦裁判所が専属的に管轄します。

上記のすべての国について、両当事者は、国際物品売買契約に関する国際連合条約の規定の適用を明示的に否定します。上記にかかわらず、いずれの当事者も、当事者の知的所有権または所有権の侵害の申し立てに対して、適切な司法管轄区域の裁判所において暫定的な差し止めによる救済を求めることができます。本契約のいずれかの規定が無効または施行不能なものとなった場合でも、本契約の残りの規定および本件保証書は有効に存続します。本契約内に別段の明示規定がない限り、本契約は、本件ソフトウェアおよび本件文書の使用許諾に関する両当事者の合意事項をまとめた唯一の文書となり、本件注文書またはその他の文書内の抵触規定または追加規定に優先し、これらの規定はすべて除外されます。本契約書は英語で記述されており、両当事者は、英語版が優先することに同意しているものとします。

各種製品保証規定やシスコ製品に関するその他の情報は、以下の URL でご確認ください。

<http://www.cisco.com/go/warranty>

Cisco コンテンツ セキュリティ ソフトウェア用エンド ユーザ ライセンス 契約補則

重要（よくお読みください）

本エンド ユーザ ライセンス 契約補則（以下「SEULA」）には、お客様とシスコとの間のエンド ユーザ ライセンス 契約（以下「EULA」）に基づいてライセンスされているソフトウェア製品に対する追加条項（以下、総称して「契約」）が記載されています。この SEULA 内で定義されずに使用されている大文字の用語は、EULA で定義されたとおりの意味となります。この SEULA と EULA の条項に不一致がある場合は、この SEULA の条項が優先して適用されます。

お客様は、EULA により定められたお客様による本ソフトウェアへのアクセスおよび使用における制限事項の他に、本 SEULA に記載されている条項に同意したものと見なされます。

本ソフトウェアのダウンロード、インストール、または本ソフトウェアを内蔵する機器の使用により、お客様およびお客様が代表する企業体は本契約に法的に拘束されます。お客様が本契約のすべての規定に同意しない場合、シスコは、お客様による本件ソフトウェアの使用を許諾しません。その場合、（A）お客様は、本件ソフトウェアをダウンロード、インストール、または使用できません、また、（B）お客様は、本件ソフトウェア（あらゆる未開封の CD パッ

ページや関連文書を含む) を返却して全額払い戻しを受けられます。または、本件ソフトウェアと関連文書が、別の製品の一部として提供されたものである場合には、当該製品全体を返却して全額払い戻しを受けられます。返却および払い戻しに関するお客様の権利は、シスコまたはシスコ認定リセラーからの購入後 30 日で失効し、お客様が最初のエンド ユーザ購入者である場合にのみ適用されます。

For purposes of this SEULA, the Product name and the Product description You have ordered is any of the following Cisco Systems Email Security Appliance ("ESA"), Cisco Systems Web Security Appliance ("WSA") and Cisco Systems Security Management Application ("SMA") (collectively, "Content Security") and their Virtual Appliance equivalent ("Software"):

Cisco AsyncOS for Email

Cisco AsyncOS for Web

Cisco AsyncOS for Management

Cisco Email Anti-Spam, Sophos Anti-Virus

Cisco Email Outbreak Filters

Cisco Image Analyzer

McAfee Anti-Virus

Cisco Intelligent Multi-Scan

Cisco Data Loss Prevention

Cisco Email Encryption

Cisco Email Delivery Mode

Cisco Web Usage Controls

Cisco Web Reputation

Sophos Anti-Malware

Webroot Anti-Malware

McAfee Anti-Malware

Cisco Email Reporting

Cisco Email Message Tracking

Cisco Email Centralized Quarantine

Cisco Web Reporting

Cisco Web Policy and Configuration Management

Cisco Advanced Web Security Management with Splunk

Email Encryption for Encryption Appliances

Email Encryption for System Generated Bulk Email

Email Encryption and Public Key Encryption for Encryption Appliances

Large Attachment Handling for Encryption Appliances

Secure Mailbox License for Encryption Appliances

Definitions

For purposes of this SEULA, the following definitions apply:

"Company Service" means the Company's email, Internet, security management services provided to End Users for the purposes of conducting Company's internal business.

"End User" means: (1) for the WSA and SMA, the employee, contractor or other agent authorized by Company to access the Internet and the SMA via the Company Service; and (2) for the ESA, the email boxes of the employees, contractors, or other agent authorized by Company to access or use the email services via the Company Service.

"Ordering Document" means the purchase agreement, evaluation agreement, beta, pre-release agreement or similar agreement between the Company and Cisco or the Company and a Cisco reseller, or the valid terms of any purchase order accepted by Cisco in connection therewith, containing the purchase terms for the Software license granted by this Agreement.

"Personally Identifiable Information" means any information that can be used to identify an individual, including, but not limited to, an individual's name, user name, email address and any other personally identifiable information.

"Server" means a single physical computer or devices on a network that manages or provides network resources for multiple users.

"Services" means Cisco Software Subscription Services.

"Service Description" means the description of the Software Subscription Support Services at http://www.cisco.com/web/about/doing_business/legal/service_descriptions/index.html

"Telemetry Data" means samples of Company's email and web traffic, including data on email message and web request attributes and information on how different types of email messages and web requests were handled by Company's Cisco hardware products. Email message metadata and web requests included in Telemetry Data are anonymized and obfuscated to remove any Personally Identifiable Information.

"Term" means the length of the Software subscription You purchased, as indicated in your Ordering Document.

"Virtual Appliance" means the virtual version of Cisco's email security appliances, web security appliances, and security management appliances.

"Virtual Machine" means a software container that can run its own operating system and execute applications like a Server.

Additional License Terms and Conditions

LICENSE GRANTS AND CONSENT TO TERMS OF DATA COLLECTION

License of Software.

By using the Software and the Documentation, Company agrees to be bound by the terms of this Agreement, and so long as Company is in compliance with this Agreement, Cisco hereby grants to Company a nonexclusive, non-sublicensable, non-transferable, worldwide license during the Term to use the Software only on Cisco's hardware products, or in the case of the Virtual Appliances, on a Virtual Machine, solely in connection with the provision of the Company Service to End Users. The number of End Users licensed for the use of the Software is limited to the number of End Users specified in the Ordering Documents. In the event that the number of End Users in connection with the provision of the Company Service exceeds the number of End Users specified in the Ordering Documents, Company shall contact an Approved Source to purchase additional licenses for the Software. The duration and scope of this license(s) is further defined in the Ordering Document. The Ordering Document supersedes the EULA with respect to the term of the

Software license. Except for the license rights granted herein, no right, title or interest in any Software is granted to the Company by Cisco, Cisco's resellers or their respective licensors. Your entitlement to Upgrades to the Software is subject to the Service Description. This Agreement and the Services are co-terminus.

Consent and License to Use Data.

Subject to the Cisco Privacy Statement at <http://www.cisco.com/web/siteassets/legal/privacy.html>, Company hereby consents and grants to Cisco a license to collect and use Telemetry Data from the Company. Cisco does not collect or use Personally Identifiable Information in the Telemetry Data. Cisco may share aggregated and anonymous Telemetry Data with third parties to assist us in improving your user experience and the Software and other Cisco security products and services. Company may terminate Cisco's right to collect Telemetry Data at any time by disabling SenderBase Network Participation in the Software. Instructions to enable or disable SenderBase Network Participation are available in the Software configuration guide.

Description of Other Rights and Obligations

Please refer to the Cisco Systems, Inc. End User License Agreement, Privacy Statement and Service Description of Software Subscription Support Services.

